

緊急事態宣言期間延長に伴う対策について

新型コロナウイルス感染症の対策を検討する政府専門家会議は、5月1日、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の期限となる5月6日以降も当面、外出自粛や特定業種の営業自粛を維持することが望ましいとする提言をまとめました。これを受け、政府は1か月程度の延長を5月4日に正式決定することを明らかにしております。

当社および関係子会社におきましては、当該延長期間においては、新型コロナウイルス感染予防対策として、引き続き下記のとおり対応・実施することといたします。

御取引先様には、何かとご不便・ご迷惑をお掛けいたしますが、事情をお察しいたいただき、何卒ご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1.通勤時の感染リスクの抑制として、勤務時間の短縮や時差出勤、または在宅勤務等
自宅待機
- 2.不急の商談・研修・イベントの開催・参加の禁止もしくは延期
- 3.国内外の出張の禁止もしくは延期
- 4.社内外における会食(特に夜間や多人数での飲食)の自粛
- 5.発熱や咳などの症状がある場合の休暇取得
- 6.社内において感染者が判明した場合の対応

直ちに所管の保健所に報告の上その指導のもと、濃厚接触者や健康観察対象者の特定、感染者の行動履歴の調査及び建屋の消毒、当該事業所の一時閉鎖の要否の検討等を実施します

※上記各対策は、各支社・各部門によって、手段や対応が異なります。詳細につきましては、貴社担当の各支社・各部門へお問い合わせ願います。

※対策期間は「緊急事態宣言」が撤回されるまでといたしますが、諸事情により短縮・延長されることをご了承くださいますようお願いいたします。

以 上

2020年5月2日

株式会社シヨクリュー